

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 特定事業用資産の買換え

Q. 特定の事業用資産の買換えの特例が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 特定の事業用資産の買換え特例は、次の見直しがされ、3年延長になりました。

- ①既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等を、買換資産から都市再生特別措置法の立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にあるその立地適正化計画に記載された誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を、それぞれ除外することとされました。
- ②市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え及び農用地域内にある土地等の買換えについて、適用対象から除外することとされました。
- ③船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産及び買換資産から漁業の用に供される船舶を除外すること等とされました。
- ④短期所有の土地等の譲渡について特例を適用できることとする措置が、平成32年3月31日まで3年延長されました。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017_4/pdf/07.pdf

所得税

★ 個人事業者が親族に支払う地代家賃等

Q. 個人事業者ですが、親族に地代家賃を払う場合は、経費になる場合とならない場合とがあると聞きました。どのようになっているのですか？

A. 所得税では、親族に支払う地代家賃等の取り扱いは、生計が一かどうかによって次のように取り扱われることとなっています。

生計を一にするとは、日常の生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取扱われます。

①必要経費になる場合

事業主と生計を一にしていない親族に支払った賃料は必要経費になります。また、親族が受け取った賃料は親族の不動産所得の収入金額になります。

②必要経費にならない場合

事業主と生計を一にしている親族に支払った賃料は必要経費にならないとともに、賃料を受け取った親族の収入金額にもなりません。ただし、親族が所有する建物等の固定資産税や減価償却費等の費用のうち事業部分は必要経費になります。

★ 配偶者控除の改正と源泉徴収

Q. 平成29年度の税制改正で配偶者控除が改正になりましたが、源泉徴収事務はどうなりますか？

A. 平成29年度の税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが見直されました。合計所得金額が1,000万円を超える居住者は配偶者控除の適用対象外となり、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(改正前は38万円超76万円未満)となりました。

源泉徴収事務は、税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める場合に、居住者の合計所得金額が900万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が85万円以下である者(源泉控除対象配偶者)についてのみ、扶養親族等の数に加えて計算することとなりました。また、同一生計配偶者(居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人)が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとなります。

なお、居住者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の控除対象配偶者については、年末調整又は確定申告において配偶者控除の適用を受けることとなります。

★ 青色申告承認申請書の提出期限

Q. 個人の青色申告承認申請書はいつまでに提出すればいいのですか？

A. 青色申告承認申請書は、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日(非居住者の場合には事業を国内において開始した日)から2月以内)に提出しなければなりません。

ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続開始を知った日(死亡の日)の時期に応じて、それぞれ次の期間内に提出しなければなりません。

- ①その死亡の日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・死亡の日から4か月以内
- ②その死亡の日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで
- ③その死亡の日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで

なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。また、この場合、申請書を郵便等で提出した場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日に提出をしたものとみなされます。

消費税

★ 消費税の免税事業者

Q. 消費税は、資本金が1,000万円以下であれば、会社を設立してから2年間は免税になるのですか？

A. 消費税の免税事業者は、原則はお尋ねのような取扱いになるのですが、法人又は個人事業者のうち次に掲げる課税売上高及び給与の支給総額が1千万円を超える事業者は免税事業者になることができないこととなっています。

【法人】

- ①その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6ヶ月間の課税売上高及び給与の支給総額
- ②その事業年度の前事業年度が7ヶ月以下で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度がある法人は、その前々事業年度の開始の日から6ヶ月間の課税売上高（その前々事業年度が5月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）及び給与の支給総額

【個人事業者】

その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高及び給与の支給総額

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6531.htm>

その他

★ 登記事項証明書が不要になった届出書

Q. 今年度の税制改正で、登記事項証明書の添付が不要になった届出書があるそうですが、どのようなものなのですか？

A. 平成29年度の税制改正では、ビジネス環境整備を図る観点から、①法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた登記事項証明書、及び税務署からの求めにより添付が必要であった登記事項証明書について、平成29年4月1日以後、次の対象届出書への添付が不要となりました。

- ①法人設立届出書
- ②外国普通法人となった旨の届出書
- ③収益事業開始届出書
- ④普通法人又は協同組合等となった旨の届出書
- ⑤法人信託の受託者となった旨の届出書
- ⑥表示事項(異なる表示の)承認申請書
- ⑦酒類業組合(連合会、中央会)成立届出書
- ⑧酒類業組合(連合会、中央会)役員等異動書
- ⑨酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書
- ⑩営業等開始・休止・廃止申告書
- ⑪石油石炭税委託採取開始申告(終了届出)書
- ⑫営業等承継申告書